

プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準

1. 目的

2019年4月29日から5月10日にかけて開催された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）の第14回締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書の改正が決議されました。改正附属書の効力が生ずる2021年（令和3年）1月1日以降は、バーゼル条約の規制対象となるプラスチックの廃棄物を輸出する際に、事前に輸入国の同意が必要となります。

規制対象となるプラスチックの廃棄物については、有害なプラスチックの廃棄物の他、特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物が規定されています。しかしながら、具体的にどのようなプラスチックが、当該特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物に該当するかについては、各条約締約国の解釈によるところとなります。本判断基準は、バーゼル条約及び同条約を担保している特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）に基づいてプラスチックの輸出を行う際に、当該プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断することができるようすることを目的とします。

2. 本基準による判断の対象

改正附属書において、プラスチックの廃棄物は附属書II（Y48）、附属書VIII（A3210）、附属書IX（B3011）の3区分に分類されており、附属書II（Y48）は、全てのプラスチックの廃棄物から、附属書VIII（A3210）と附属書IX（B3011）に該当するプラスチックの廃棄物を除いたものという構成になっています。このうち、附属書VIII（A3210）については、「附属書IIIの特性を示す程度に、附属書Iに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）」とされており、他の有害廃棄物の定義の仕方と同様であることから、従来通りの方法で判断を行うことが可能です。他方、附属書IX（B3011）については、「環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの」等とされており、具体的にどのようなプラスチックが該当するかは、各条約締約国の条文の解釈によるところとなります。については、本判断基準によって、規制対象外である附属書IX（B3011）に該当するプラスチックを明らかにすることで、規制対象である附属書II（Y48）との境界線を明らかにします。

3. 本基準の適用時期

2021年（令和3年）1月1日以降に輸出入が行われるプラスチックに適用されます。なお、本基準は、他国のプラスチックの輸入規制の状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 該非判断基準

附属書IX（B3011）では、複数のプラスチック樹脂の混合がないものと、複数のプラスチック樹脂（PE、PP、PET）の混合があるものに分けて規定されていることから、本該非判断基準もこの規定に沿って以下のとおり定めます。

（1）複数のプラスチック樹脂の混合がないものの該非判断基準

原則として下記のA～Dの条件を全て満たすものを、規制対象外（B3011）とします。

- A：飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと
- B：プラスチック以外の異物が混入していないこと
- C：単一のプラスチック樹脂で構成されていること
- D：リサイクル材料として加工・調整されていること

なお、規制対象外であるためには、A～Dの条件を満たすことが外見から確認できることが必要です。

＜規制対象外となるプラスチックの具体例＞

①ペレット状のプラスチック



②フレーク状又はフラフ状かつ、ほとんど無色透明又は单一色※のプラスチック



※ 無色透明又は单一色ではない、ミックスカラーのフレーク状又はフラフ状のプラスチックは、汚れの付着や異物の混入の有無を外見から確認することが困難であるため、規制対象外となるためには原則として無色透明または单一色であることが必要です。他方、選別の過程で他のプラスチック樹

脂等との多少の混合は避けがたく、また混合していても環境上適正な方法でリサイクルすることは可能であるため、選別工程を経た上でほとんど無色透明又は単一色であれば、規制対象外とします。ただし、製品の製造工程から排出されるフレーク状又はフラフ状のプラスチックであれば、ミックスカラーであっても規制対象外とします。

③製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状、又はベール状※のプラスチック



※ ベール状のプラスチックは、内容物が均質な軟質プラスチック（製品の梱包等に使用されたフィルム、シート等）であり、かつ輸送の過程でプラスチックに汚れがつかないように、外側が透明なフィルム等で覆われているものに限定されます。

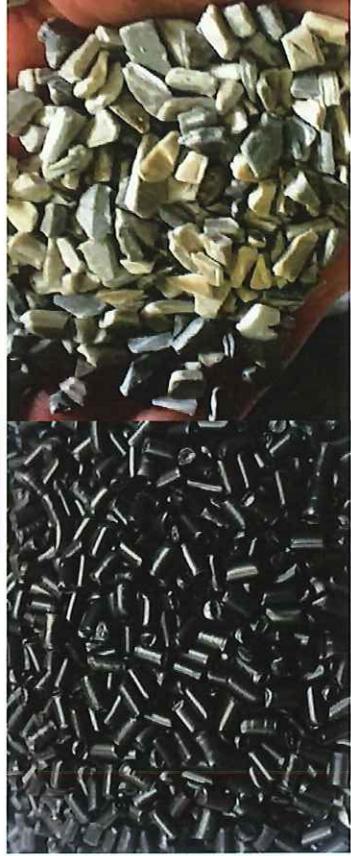
④インゴット状の発泡ポリスチレン（PS）



ただし、①～④であっても、何らかの理由により汚れの付着や異物の混入があれば、「規制対象外」とはなりません

<製品の製造工程以外で発生するプラスチックの規制対象外の判断例>

規制対象外



規制対象



<使用済み家電由来のプラスチックの規制対象外の判断例>

規制対象外



規制対象



参考2 プラスチックの廃棄物に関するバーゼル条約改正附属書の内容

附属書II

Y48 プラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）

- この条約の第一条1(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物
- プラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの
- ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの

附属書VIII

A3210 附属書IIIの特性を示す程度に、附属書Iに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）

附属書IX

B3011 プラスチックの廃棄物

- 次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの
主として一のハロゲン化されていない重合体（次の重合体を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

ポリエチレン (P E)

ポリプロピレン (P P)

ポリスチレン (P S)

アクリロニトリルブタジエンスチレン (A B S)

ポリエチレンテレフタレート (P E T)

ポリカーボネート (P C)

ポリエーテル

主として一の硬化した樹脂又は縮合物（次の樹脂を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂

フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂

エポキシ樹脂

アルキド樹脂

主として次の一のふつ化重合体から成るプラスチックの廃棄物（消費者によって捨てられた廃棄物を除く。）

パーフルオロエチレン—プロピレン (F E P)

パーフルオロアルコキシアルカン

テトラフルオロエチレン—パーフルオロアルキルビニルエーテル (P F A)

テトラフルオロエチレン—パーフルオロメチルビニルエーテル (M F A)

ふつ化ポリビニル (P V F)

ふつ化ポリビニリデン (P V D F)

- ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの